

成田国際空港 貨物地区における 輸入トラックドックマネジメントシステムの導入について

2024年8月・9月
2024年問題対策協議会



- 1. 輸入貨物の引き取り手続きのシステム化（トラックドックマネジメントシステムの導入）について**
- 2. 荷捌き可能なフォークリフト置場の供用及び使用契約の受付について**
- 3. その他のお知らせ**

1. 輸入貨物の引き取り手続きのシステム化（トラックドックマネジメントシステムの導入）について

輸入貨物引き取りにおける長時間待機問題

- 成田空港においては、長年にわたり、輸入貨物の引き取りにあたって、トラックが長時間待機することが常態化している。
- 2024年問題でトラックドライバーの皆様の時間外労働に規制が入る中、空港における長時間待機を削減する取り組みを行うことは喫緊の課題と認識。

(5) 輸送事業者からの意見（抜粋）

＜輸入貨物対応について＞

- ①貨物引取り時における待機時間の問題は現状喫緊の課題。特に上屋関連の改善要望については、解決が難しい状況にて、上屋からの荷の引取りに2～4時間（早くて1時間、遅い時5時間）要していて、待機時間含め経費がかかっている。
- ②2024年問題にて更にドライバーの労務環境が厳しくなる中、各社様々な自助努力（積込と配送でのドライバー交替、外部倉庫への横持ち、翌早朝配送等）を行っているが、運賃や待機料の改善の話し合いには至っていない状況。
- ③当日は貨物を自社倉庫へ一時的に横持ちして、翌朝他の車にて輸送する形態を取っている。そうしないと、待機時間が長く車が集まらない実態がある。（横持ち輸送費用は持ち出し）
- ④月曜日・夕方の時間帯に積込が集中し、作業場所が狭く、荷待ちが発生。物量が多い時は、現状エリアではスペースが不足する。
- ⑤曜日や時間帯により物量繁閑が激しく（例：月曜トラック10台必要、火曜以降トラック3台程度、時間帯では午前中の荷動きはほとんどなし）、集車調整に苦勞していて、事業運営が難しい。作業の平準化ができると改善すると思われる。

＜輸出貨物対応について＞

- ①NAAのトラックドックマネジメントシステムの活用と物量減少の影響により、待機時間が減少している。現状では金曜日のみ他の曜日と比較し待ち時間が長い。
- ②トラックドックマネジメントシステムでの待機順番の見える化はストレス解消となっていて、ドライバーに好評である。

2024年問題対策協議会の発足

- 成田空港では、千葉県トラック協会からの要請を受け、上屋事業者、フォワーダー、通関業者、トラック協会から構成される「2024年問題対策協議会」を発足、輸入引き取りにおける長時間待機解消のための議論を行ってきた。
- 同協議会において、次頁に示すように各業界が抱える問題を洗い出した。



www.chiba-tv.com

トラック待機時間短縮 成田空港で新システム導入

Daily Cargo

国際物流業界トピックス

2024年問題対策協議会が発足

■成田空港、課題共有で解決策を

成田空港で航空貨物を取り扱う事業者による「2024年問題対策協議会」が発足し、27日、同空港貨物管理ビルで第1回協議会を開催した。同空港では従来から航空貨物の搬出入に係るトラックの長時間待機が問題であり、成田国際空港会社（NAA）、航空会社・上屋会社など関係者で対策を講じてきたほか、個社のオペレーション効率化を通じて課題解決を図ってきた。個社事情や業界構造的な問題もある中、物流の2024年問題があり、特に輸入で長時間待機に拍車がかかる可能性もあることを懸念。協議会を立ち上げ、空港内での課題や問題を可視化して共有。3月の第2回協議会で解決策を議論し、今春には解決策などを取りまとめる予定。



成田空港で第1回協議会が開催された



成田に立つ成田国際空港会社の宇野茂執行役員



千葉県トラック協会の池田和哉会長

らトラッ
が設けら
といった
屈指の貿
田空港で
のトラッ
〜5時間

上屋事業者

- ・ 月曜（連休明け）夕方以降の宵積みに引き取りが集中しすぎており、引き取りの平準化が必要
- ・ 貨物を搬出しても引き取りに来ないトラックが多く、作業スペースを圧迫している
- ・ 上屋は荷主ではなく、搬出指示を受けるまでは作業に取り掛かることはできない

フォワーダー・通関業者

- ・ 荷主からの配送指示を受けるまで上屋への搬出指示、トラック事業者への配送指示を出せない
- ・ トラックドライバーと直接やり取りをするわけではなく、細かな情報の共有は困難

トラック事業者

- ・ 引き取りを平準化しようにも、日中帯は空港外の仕事があり、夕方以降しか引き取りに行けない
- ・ いつ上屋から貨物が引き取れるのが情報がなく、ドライバーが自身の経験等により空港に向かう時間を判断している
- ・ 配車担当もドライバーがいつ空港に到着するか完全には把握できない



- ・ システムの導入により、混雑状況、引き取り時間の可視化を出来る仕組みの導入
 - ・ 実際に空港に貨物を引き取りに来るトラックドライバー自身が、引き取り時間を予約できる仕組みが必要
- ⇒ トラックドックマネジメントシステムの導入へ

トラックドックマネジメントシステム（輸入）概略

上屋のシステム（HP）から対応

搬出予約

フォワーダー・通関業者・
運送事業者が引取予定の
貨物情報（AWB # 等）を入力

来場登録

運送事業者・ドライバーが
引き取りに来る車両・ドライバーの
情報を入力

NAAのシステム（Logipull）から対応

上屋側登録作業

上屋事業者が引き取りに来る車両が
向かうべき上屋を登録する

引取り時間予約
（スロット登録）

運送事業者・ドライバーが
引き取りに来る時間帯（スロット）を
予約

車番認証
（自動）

トラック待機場入口で車番認証、
登録車両の空港到着を確認

トラック呼出し

上屋がバースを割り当て
ドライバー携帯へ呼び出し

システムを運用していく上での留意点

◆ 開始時期は2024年11月1日引き取り分からを予定しています。システムの詳細、登録の方法等については、別途説明会を複数回開催しますので、連絡をお待ちください。

※ 南部貨物地区についても準備完了次第速やかに同システムを導入します。
導入時期などは決まり次第お知らせ致します。

- ◆ 上屋側で車両呼出し後、車番の確認と速やかな積込みを実現するため、基本的に上屋側でフォークリフト作業を実施することとなります（日航貨物ビル、南部貨物ビルだけでなく、成田空港内のすべての輸入上屋が対象）。
- ◆ 引取り時間予約をしたうえで、空港到着後（車番認証後）、上屋が速やかに作業を開始します。
- ◆ 搬出予約、来場登録まで完了すれば引取りは可能ですが、引取り時間予約（スロット登録）が無い場合は、呼出が後回しとなります。積極的にスロット登録をお願いします。
- ◆ 成田空港貨物地区内では、構内安全の阻害の原因である2次仕分け行為は禁止となっています。同システムの稼働後は、構内道路や共用部における2次仕分けは、罰則をもって厳しく取り締まってまいります。
- ◆ 一方で、第4貨物ビル3階に、荷捌き可能なフォークリフト置場（有料）を開設します（後述）。

- ◆ トラックドックマネジメントシステム（輸入）の導入、上屋フォークリフトでの積み込み、2次仕分けの禁止の徹底は、トラック事業者、フォワーダー、通関業者それぞれの業界団体と上屋事業者が参加し、NAAが事務局を務める2024年問題対策協議会で議論、決定された内容となります。
- ◆ ついては、同協議会で決定したトラックドックマネジメントシステム（輸入）の導入について、ご理解の上、システム使用の徹底をお願い致します。システムの詳細については別途説明会を複数回実施致します。
- ◆ 上屋のカウンタースタッフや作業スタッフに対し暴言を発したり、上屋事務室の備品を蹴る、叩くといった行為が頻発しています。現在、世界中の空港においてスタッフ不足が大きな問題となっております。このようなカスタマーハラスメント行為に対しては、貨物地区への入構禁止措置、警察への通報を含め、厳しく対応してまいります。

2. 荷捌き可能なフォークリフト置場の供用及び使用契約の受付について

輸入貨物引き取り、2次仕分けの問題

- 輸入貨物の引き取り時に、トラックへの積み込みを上屋トラックドックで実施せず、フォークリフトで上屋外に移動し、そこでトラックへ積み込んだり、パレットばらしを行ったりといった2次仕分け行為が常態化している。
- これらの行為は、貨物地区の交通安全の支障になるばかりか、仕分け時に発生したパレット、梱包資材（＝産業廃棄物）の不法投棄も大量に発生している。



貨物地区内における不法投棄



トラックドックマネジメントシステム稼働後の対応

- 輸入貨物引き取りにおけるトラックドックマネジメントシステム導入後は、トラックへの積み込みは原則上屋側フォークリフトで実施することになります。
- 同運用に合わせ、成田空港貨物地区内のフォークリフト使用要領も変更致します。
- 現在も貨物地区構内ルールに規定がある通り、構内道路、グリーンベルトにおける貨物の2次仕分け、積み込み、取り降ろしは禁止されています。
- トラックドックマネジメントシステム導入後は、これらの行為について厳しく取り締まりを行います。
- 特に、パレットなど産業廃棄物の不法投棄は、現行ルール通り、一度の違反でも貨物地区への入構禁止措置を取ります。また、警察への通報、被害届の提出も行います。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

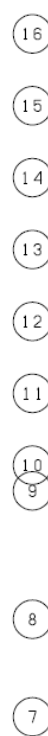
罰則

（個人の不法投棄） 五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金

（法人の不法投棄） 三億円以下の罰金刑

Narita Airport

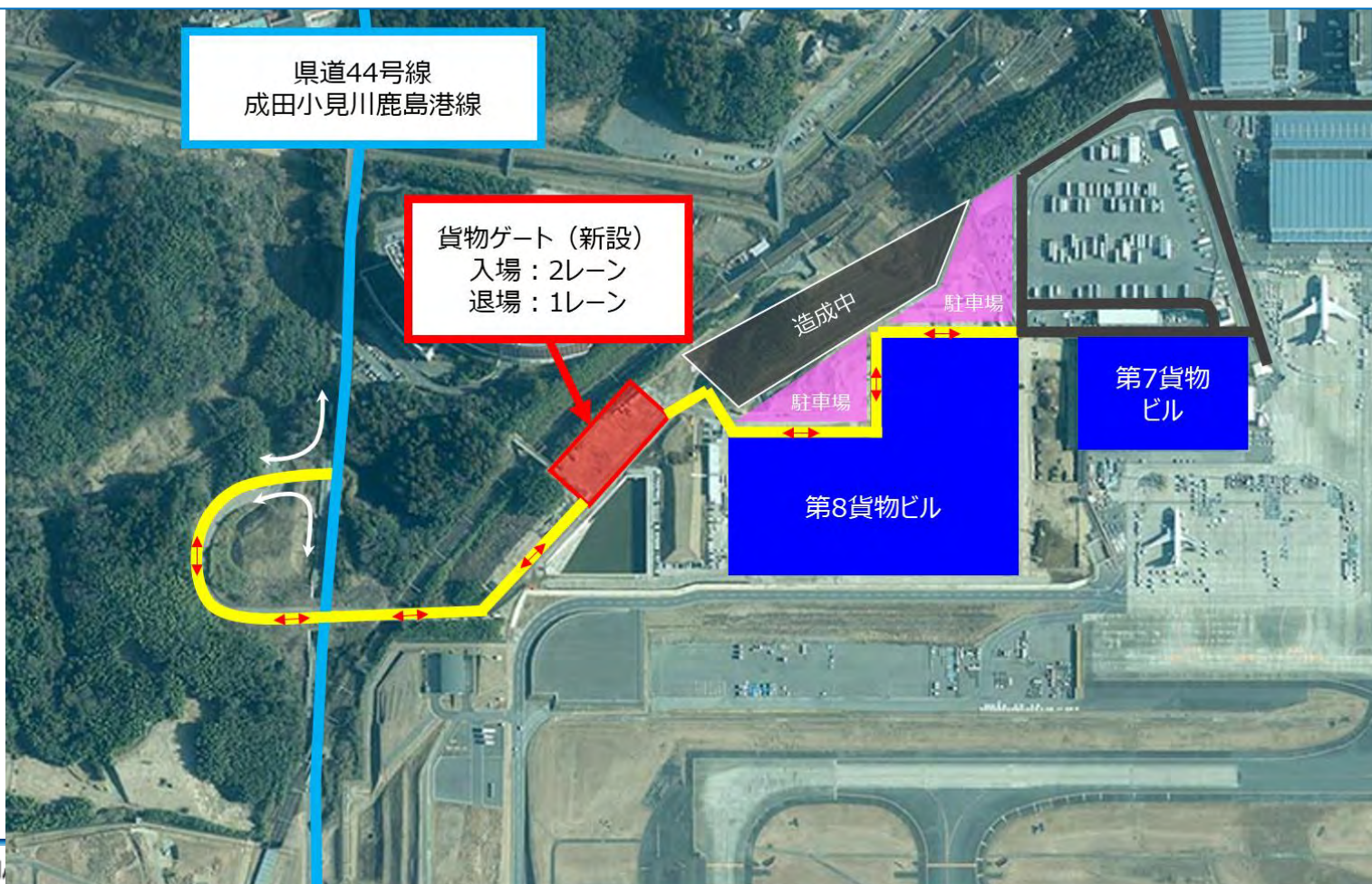
- 19
18
17



3. その他のお知らせ

北部貨物ゲートのオープンについて

- 県道小見川鹿島港線から貨物地区へ入出構できるゲート（北部貨物ゲート）では、2024年10月21日から輸出トラックドックマネジメントの車番認証が、11月1日から輸入トラックドックマネジメントの車番認証が可能となります。
- **2024年10月21日より前の輸出貨物搬入については、従前のとおり空港西通りトラック待機場での車番認証が必要となりますのでご注意ください。**



天浪トラック待機場への車番認証カメラ、 チェックインスペースの設置について

- 2024年10月21日に、天浪トラック待機場入口に車番認証カメラ、デジタルサイネージを設置します。
- 2024年10月21日から輸出トラックドックマネジメントの車番認証が、11月1日から輸入トラックドックマネジメントの車番認証が可能となります。
- また、天浪トラック待機場管理事務所（ファミリーマートのある建物）にタブレットを設置したチェックインスペースをオープンします。事前登録をされていない方は、こちらでチェックインが可能となります。



全長12mを超える車両（トレーラー等）のトラックドックマネジメントシステム対応について

- 2024年10月21日から輸出トラックドックマネジメントの車番認証が、11月1日から輸入トラックドックマネジメントの車番認証が可能となることに伴い、全長12mを超える車両（トレーラー等）も、輸出・輸入ともにトラックドックマネジメントシステムの対象となります。
- 全長12mを超える車両（トレーラー等）は、事前にトラックドックマネジメントシステムから受付の上、天浪トラック待機場の車番認証カメラでチェックインをお願い致します。**
- 従来の空港西通りトラック待機場は、引き続き全長12mを超える車両（トレーラー等）はご使用いただけません。**

